

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 深浦町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
834	4,011	371	5,216

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	8,293	8,150	143	129	61	12,396	0	
アオーネ白神十二湖振興事業特別会計	126	126	0	0	120	0	0	
一般会計等	8,233	8,090	143	129		12,396	0	実質赤字額

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

⑤(=-②)  
※②が負数の場合のみ

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
深浦地区簡易水道事業特別会計	392	386	6	6	60	3,055	721	
岩崎地区簡易水道事業特別会計	78	75	2	2	17	604	143	
下水道事業特別会計	406	399	8	7	112	1,200	1,171	
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	1,694	1,671	23	23	178	0	0	
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	120	117	3	3	14	21	1	
老人保健事業特別会計	31	0	30	30	0	0	0	
後期高齢者医療特別会計	217	213	4	4	164	0	0	
介護保険特別会計	1,178	1,135	42	42	191	0	0	
訪問看護ステーション特別会計	29	20	10	10	0	0	0	
公営企業会計等 計				128		4,879	2,035	連結実質赤字額

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑧(=-②+⑥)  
※②+⑥が負数の場合のみ

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
青森県市町村総合事務組合	811	792	19	19	0	6	0	0	
つがる西北五広域連合	268	248	20	20	0	0	0	0	
西北五広域福祉事務組合	267	262	5	5	0	0	18	2	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	547	475	71	71	0	55	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	136,203	132,955	3,248	3,248	0	3,233	0	0	
西海岸衛生処理組合	592	575	17	15	0	0	1,547	773	
鱈ヶ沢地区消防事務組合	576	572	4	4	0	14	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	14,983	14,649	335	335	0	0	0	0	
青森県交通災害共済組合	220	192	28	28	0	0	0	0	
一部事務組合等 計				3,744	0		1,565	775	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
新深浦町漁業協同組合	△ 2	140	0	0	0	-	148	15	
株式会社ふかうら開発	△ 1	63	146	0	0	-	21	2	
しらかみ十二湖株式会社	9	△ 67	42	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			188	0	0	0	170	17	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	0	230	230
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	345	360	15
充当可能基金計	346	591	245

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

(単位: % (財政力指数を除く))

財政指標名	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算A	平成21年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	0.07	2.47	2.40	△ 14.86	△ 20.00	深浦地区簡易水道事業特別会計	2.7	2.6	△ 0.1
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	3.48	4.92	1.44	△ 19.86	△ 40.00	岩崎地区簡易水道事業特別会計	2.0	3.8	1.8
実質公債費比率	23.7	22.0	△ 1.7	25.0	35.0	下水道事業特別会計	28.2	38.8	10.6
将来負担比率	165.7	138.6	△ 27.1	350.0					
財政力指数	0.17	0.16	△ 0.01						
経常収支比率	95.4	94.5	△ 0.9						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算による基準である。

### 【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額} \text{ ⑤}}{\text{標準財政規模} \text{ ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \text{ ⑧}}{\text{標準財政規模} \text{ ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} \text{ ⑬} - \text{充当可能財源等} \text{ ⑭}}{\text{標準財政規模} \text{ ①} - \text{算入公債費等の額} \text{ ⑮}}$$

・将来負担額 = ③ + ④ + ⑦ + 退職手当負担見込額 + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + 公的信用保証等に係る損失補償見込額

	1,544 (百万円)	0 (百万円)	(百万円)
			16,768
			⑬

・充当可能財源 = 充当可能基金 ⑫ + 充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額

	30 (百万円)	10,856 (百万円)	(百万円)
			11,477
			⑭

・算入公債費等の額 =

	1,400 (百万円)		
	⑮		

## 7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

### (1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	-	普通会計が黒字決算であり、実質赤字比率には該当しない。平成19年度決算まで続いていた実質赤字が平成20年度決算において解消され4百万円の黒字となった。その後も行政改革大綱及び集中改革プランに基づく大胆な財政健全化策の継続並びに地方財政対策による地方交付税の増額により、平成21年度決算においては129百万円の黒字となった。今後、再度赤字決算に転じないように引き続き財政健全化策に取り組む。
②連結実質赤字比率	-	公営事業会計を含む全会計が黒字決算であり、連結実質赤字には該当しない。全会計が黒字決算となっているものの、公営事業会計においては一般会計からの適正な繰入れを含めた歳入確保に努めるとともに、経費節減を進め、引き続き財政健全化策に取り組む。
③実質公債費比率	22.0%	実質公債費比率は、早期健全化基準(25.0%)を3.0ポイント下回っている。平成19年度決算においては、25.4%と早期健全化基準を上回っていたが、公債費の実質的なピークが平成17年度であり減少傾向にあることに加え、平成19年度に61,600千円、平成20年度に50,530千円の繰上償還を実施した効果により、平成20年度決算に対し1.7ポイント改善した。 本比率は、早期健全化基準を下回ったものの、未だ高水準であることから、平成21年度において56,250千円の繰上償還を実施し、平成22年度においても繰上償還の実施を予定しており、今後も実質公債費比率の改善に取り組む。
④将来負担比率	138.6%	将来負担比率は、早期健全化基準(350.0%)を下回っているものの、普通会計の地方債残高が将来負担比率を引き上げる最大の要因となっている。そのピークは平成15年度の162億円で、平成21年度では124億円まで減少している。平成21年度決算においては、新たな借金が8.6億円であったのに対し、元金償還が17.2億円と起債残高が1年間で8.6億円減少し、本比率は平成20年度決算に対し、27.1ポイント改善した。今後とも元金ベースのプライマリーバランス黒字を継続していくことで、本比率をはじめ、実質公債費比率の改善に取り組む。
⑤資金不足比率		
深浦地区簡易水道事業特別会計	-	資金不足は生じていないが、公債費負担のピークが平成25年度と見込まれることから、新規事業の見直しを行うとともに、一層の経営健全化策に取り組む。
岩崎地区簡易水道事業特別会計	-	資金不足は生じておらず、新たな施設整備計画も予定していない。施設の適正な維持管理に努めるとともに、引き続き経営健全化策に取り組む。
下水道事業特別会計	-	一般会計からの適正な繰入等により資金不足は生じていない。公債費負担のピークが平成21年度でその後減少していく。施設整備については、合併浄化槽の設置推進を基本とし、集合排水施設整備については将来負担を踏まえながら実施していく。また、公営企業会計の経営安定化に引き続き取り組む。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「-」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「-」と表示している。

### (2) 今後の対応方針

黒字決算の継続並びに実質公債費比率の更なる改善を目指し、引き続き財政健全化策を進める。平成19年度まで続いた普通会計の赤字が平成20年度決算において解消され、財政健全化策の継続により今後も黒字決算が見込まれている。実質公債費比率については、平成20年度決算において早期健全化基準を下回り、平成25年度には18%を下回るものと試算している。また、退職者不補充あるいは採用抑制による人員削減に対応するため、組織の再編に取り組むとともに、庁内の事務改善を進める。財政状況については、地域住民に対する積極的な情報開示に努める。